

# 百里サンハウス短期入所生活介護【ショートステイ】利用料金

(1日の料金目安・介護保険負担割合1割の場合)

【事業所番号】 0873100317

【事業所番号】 0875600314

従来型(多床室)		
要支援1	1段階	300円
	2段階	1,483円
	3段階①	1,883円
	3段階②	2,183円
	非該当	2,813円

ユニット(個室)		
要支援1	1段階	
	2段階	2,038円
	3段階①	2,928円
	3段階②	3,228円
	非該当	4,069円

要支援2	1段階	300円
	2段階	1,604円
	3段階①	2,004円
	3段階②	2,304円
	非該当	2,934円

要支援2	1段階	
	2段階	2,178円
	3段階①	3,068円
	3段階②	3,368円
	非該当	4,209円

要介護1	1段階	300円
	2段階	1,649円
	3段階①	2,049円
	3段階②	2,349円
	非該当	2,979円

要介護1	1段階	
	2段階	2,235円
	3段階①	3,125円
	3段階②	3,425円
	非該当	4,266円

要介護2	1段階	300円
	2段階	1,725円
	3段階①	2,125円
	3段階②	2,425円
	非該当	3,055円

要介護2	1段階	
	2段階	2,310円
	3段階①	3,200円
	3段階②	3,500円
	非該当	4,341円

要介護3	1段階	300円
	2段階	1,805円
	3段階①	2,205円
	3段階②	2,505円
	非該当	3,135円

要介護3	1段階	
	2段階	2,392円
	3段階①	3,282円
	3段階②	3,582円
	非該当	4,423円

要介護4	1段階	300円
	2段階	1,881円
	3段階①	2,281円
	3段階②	2,581円
	非該当	3,211円

要介護4	1段階	
	2段階	2,470円
	3段階①	3,360円
	3段階②	3,660円
	非該当	4,501円

要介護5	1段階	300円
	2段階	1,957円
	3段階①	2,357円
	3段階②	2,657円
	非該当	3,287円

要介護5	1段階	
	2段階	2,546円
	3段階①	3,436円
	3段階②	3,736円
	非該当	4,577円

# 百里サンハウス短期入所生活介護【ショートステイ】料金詳細

従来型・多床室(2人・4人部屋)

※介護保険負担割合1割の場合

令和3年10月より

要介護度		1日あたり(介護保険報酬内訳)					
		基本単位 ※1	サービス 提供体制 加算Ⅲ ※2	機能訓練 体制加算 ※3	介護職員 処遇改善 加算Ⅰ ※5	介護職員 特定処遇 改善加算Ⅱ ※6	自己負担額 (目安)
利用料金	要支援1	446	6	12	38.5	10.7	513
	要支援2	555	6	12	47.6	13.2	634
	要介護1	596	6	12	51.0	14.1	679
	要介護2	665	6	12	56.7	15.7	755
	要介護3	737	6	12	62.7	17.4	835
	要介護4	806	6	12	68.4	19.0	911
	要介護5	874	6	12	74.0	20.5	987

(少数点以下四捨五入)

1日当たりの居住費と食費の目安…②		
介護保険負担限度額 ※7	居住費	食費
第1段階	0円 / 日	300円 / 日
第2段階	370円 / 日	600円 / 日
第3段階①	370円 / 日	1,000円 / 日
第3段階②	370円 / 日	1,300円 / 日
非該当	855円 / 日	1,445円 / 日

※介護保険負担限度額非該当の食費内訳

【朝食代 / 310円】

【昼食代 / 654円】

【夕食代 / 481円】

ユニット(個室)

※介護保険負担割合1割の場合

要介護度		1日あたり(介護保険報酬内訳)						
		基本単位 ※1	サービス 提供体制 加算Ⅰ ※2	機能訓練 体制加算 ※3	看護体制 加算Ⅰ ※4	介護職員 処遇改善 加算Ⅰ ※5	介護職員 特定処遇 改善加算 Ⅰ※6	自己負担額 (目安)
利用料金	要支援1	523	22	12		46.2	15.0	618
	要支援2	649	22	12		56.7	18.4	758
	要介護1	696	22	12	4	60.9	19.8	815
	要介護2	764	22	12	4	66.6	21.7	890
	要介護3	838	22	12	4	72.7	23.7	972
	要介護4	908	22	12	4	78.5	25.5	1050
	要介護5	976	22	12	4	84.2	27.4	1126

(少数点以下四捨五入)

1日当たりの居住費と食費の目安…②		
介護保険負担限度額 ※7	居住費	食費
第1段階	820円 / 日	300円 / 日
第2段階	820円 / 日	600円 / 日
第3段階①	1,310円 / 日	1,000円 / 日
第3段階②	1,310円 / 日	1,300円 / 日
非該当	2,006円 / 日	1,445円 / 日

※介護保険負担限度額非該当の食費内訳

【朝食代 / 310円】

【昼食代 / 654円】

【夕食代 / 481円】

該当する介護度の自己負担額(①)と該当する負担限度額の居住費・食費(②)の1日あたりの合計が利用料の目安になります。

ご本人・ご家族の希望によりサービスを利用された場合にかかる加算	
送迎加算	片道につき <b>184円(単位)</b> (実費の場合 <b>1,840円</b> ) 【送迎可能区域】 小美玉市(旧小川町・旧玉里村) 銚田市(旧銚田町) 行方市(旧玉造町)
療養食加算	<b>1回(1食)につき 8円(単位)</b> (実費の場合 <b>80円</b> ) 入居者の疾病等に合わせ、医師の指示に基づき療養食を提供した場合に加算
緊急短期入所受入加算	<b>1日につき 90円(単位)</b> (7日間を限度、家族の疾病などやむを得ない場合は <b>14日間</b> を限度) 利用者の状態、家族の事情により介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に居室計画に位置づけられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合
長期利用者提供減算	連続して <b>30日</b> を越えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合 (自費利用などを挟み実質連続 <b>30日</b> を越える利用者) 所定単位数から1日につき <b>30円(単位)</b> 減算(- <b>30円</b> )

ご本人・ご家族の希望で利用可能なサービスの利用料金	
おやつ	<b>1日の目安 100円程度</b>
散髪・理容	○カット <b>1,100円</b> ○カラー <b>2,200円</b> ○パーマ <b>5,000円</b> ○ベツカット <b>3,330円</b> ○ひげ、顔のお手入れ <b>1,650円</b> 第2・第4金曜日に散髪業者が来園(変更あり)
移送サービス	<b>1回のご利用につき 1キロメートル当たり 50円</b> 通院や入院及び外出時の送迎 (基本的にはご家族対応をお願い致します。協力医療機関への送迎は無料)
外出時などの付添い	<b>1時間まで 500円</b> (1時間以降は、1時間ごとに <b>500円</b> を加算) ご本人・ご家族の希望による外出先での付添(基本的にはご家族対応をお願い致します。協力医療機関への付添は無料)
電気製品	<b>10日まで 100円</b> 個人使用の電気製品を持ち込んで使用する場合
買い物代行	<b>1回につき 100円</b>
電話料金	<b>3分ごとに 10円</b> 施設の備え付け電話機を使用した場合(公衆電話を除く)
複写物の交付	<b>1枚につき 10円</b>

施設提供サービス	
日用品	ボディソープ・シャンプー・バスタオル・タオル・おしぼり これ以外は個人でご用意ください。(施設でご用意するメーカー以外を希望される場合は個人購入をお願いいたします。)
おむつ	紙おむつ・紙パンツ・尿とりパット 施設で提供させていただくもの以外を希望される場合は個人購入をお願いいたします。
衣類の洗濯	日常着の洗濯(施設で洗うことができる物のみ)
その他	ベット・一般型車椅子・歩行器・ポータブルトイレ等の介護機器等

※1	介護度別の基本単位	
※2	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)とはサービス提供する職員のうち <b>10年以上</b> 勤務する介護福祉士の占める割合が <b>100分の35以上</b> であることをいいます。 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)とは、サービス提供する職員のうち勤続年数 <b>7年以上</b> の占める割合が <b>100分の30以上</b> 、又は常勤職員が <b>100分の75以上</b> であることをいいます。	
※3	看護体制加算(Ⅰ)とは、常勤の看護師を <b>1名以上</b> 配置していること	
※3	機能訓練指導員を配置することにより算定	
※5	介護保険1割(2割・3割)負担分の料金に <b>8.3%</b> を乗じた単位を加算	
※6	介護保険1割(2割・3割)負担分の料金に【Ⅰ】は <b>2.7%</b> 【Ⅱ】は <b>2.3%</b> を乗じた単位を加算	
※7	介護保険負担限度額認定とは各市区町村の介護保険の窓口で申請可能。 所得に応じて食事代・居住費の減額が受けられることが出来る制度になります。	
	第1段階	世帯全体が住民税非課税で、高齢福祉年金の受給者、生活保護受給者 預貯金額・有価証券等の合計が <b>1,000万円</b> 以下(夫婦は合計 <b>2,000万円</b> 以下)
	第2段階	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が <b>80万円</b> 以下の人 預貯金額・有価証券等の合計が <b>650万円</b> 以下(夫婦は合計 <b>1,650万円</b> 以下)
	第3段階①	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が <b>80万円～120万円</b> 以下の人 預貯金額・有価証券等の合計が <b>550万円</b> 以下(夫婦は合計 <b>1,550万円</b> 以下)
	第3段階②	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が <b>120万円</b> 超の人 預貯金額・有価証券等の合計が <b>500万円</b> 以下(夫婦は合計 <b>1,550万円</b> 以下)
		配偶者の状況を含み、世帯分離していても勘案されます。